

福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、本県の将来を担う優秀な産業人材を確保するため、大学等を卒業後に対象企業へ県内就職した者が、奨学金の返還に要する経費に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校専門課程をいう。
- 二 大学生等 第5条に規定する申請を行う年度に大学等に在籍する学生をいう。
- 三 既卒者 第5条に規定する申請を行う年度の前年度までに大学等を卒業した者をいう。
- 四 対象奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金をいう。
- 五 県内事業所 福島県内に所在する本社、支社、支店、工場、事業所をいう。
- 六 定住 本県市町村の住民基本台帳に記録され、かつ当該住所地在生活の根拠としていることをいう。
- 七 正規職員 雇用期間の定めのない契約に基づき雇用され、同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等について同様に適用される雇用形態の者をいう。

(交付対象者の要件)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表1に定める要件を満たすものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、この補助金の交付を受けようとする者が、対象奨学金の貸与を受けた金額以内とし、補助金に関する区分、交付対象者、補助対象経費、補助率、補助金額、上限額は、別表2に掲げるとおりとする。ただし、他自治体等が行う奨学金返還支援事業等と重複して、補助金の交付を受けることはできない。

2 対象奨学金の利子分は、補助対象経費に含めることはできない。

(交付対象者の認定申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、奨学金返還支援事業交付対象者認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出し、知事の認定を受けなければならない。

- 一 応募理由書（第2号様式）
- 二 奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書（第3号様式）

三 在籍または卒業した大学等の学業成績証明書

四 次に掲げる書類

ア 対象奨学金の貸与を受けている者にあつては、奨学金貸与証明書の写し

イ 対象奨学金の貸与を受けることを予定している者にあつては、奨学金の採用候補者決定通知の写し

ウ 既卒者にあつては、奨学金返還証明書の写し

2 知事は、前項の申請を受けたときは、次条で定める審査会において当該申請に係る書類等の審査により、当該申請の内容を調査し、適当と認める者を交付対象者として認定するものとする。

(審査会)

第6条 知事は、交付対象者の認定に関する事項を審査するため、福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織及び業務その他必要な事項は、知事が別に定める。

(決定通知)

第7条 知事は、第5条第2項の結果、交付対象者として認定するときは奨学金返還支援事業交付対象者認定通知書（第4号様式）により、認定をしないときは奨学金返還支援事業交付対象者不採用通知書（第5号様式）により、申請者へ通知するものとする。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 申請を取り下げることができる期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(交付対象者の認定内容の変更等の申請)

第9条 交付対象者は、認定を受けた内容に変更があつたとき又は交付対象者の認定を辞退するときは、速やかに奨学金返還支援事業交付対象者認定変更（廃止）申請書（第6号様式）を提出し、知事の認定を受けなければならない。

(認定内容の変更及び取消し)

第10条 知事は、前条による申請があつた場合には、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請の内容を調査した上で、適当と認めるときは、変更を認定するものとする。

2 知事は交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第5条第2項の規定による認定を取り消すことができる。

一 対象奨学金の返還が全額免除された場合

二 対象奨学金の貸与を取り消された又は辞退した場合

三 交付対象者を辞退する場合

四 大学生等が、大学等を退学した場合

五 大学生等が、病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、修業年限以内に卒業又は

修了できなかった場合

六 大学生等が、病気、けが、就職先の企業の都合等やむを得ない事情がある場合を除き、大学等を卒業又は修了後、卒業又は修了した翌月 1 日から起算して、6 箇月以内に対象企業の県内事業所に正規職員として就職しなかった場合

七 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、自己都合により離職し、6 箇月を超えて対象企業の県内事業所に正規職員として就職しなかった場合

八 既卒者が、病気、けが、就職先の企業の都合等やむを得ない事情がある場合を除き、交付対象者として認定を受けた日の属する年度内に対象企業の県内事業所に正規職員としての就職及び県内への移住が完了しなかった場合

九 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当した場合

十 補助金の交付を受ける前に、離職期間が通算で 12 箇月を超えた場合

十一 最初に就職した日から起算して、120 箇月を超えた場合

十二 正当な理由なく、第 11 条に規定する報告がなかった場合

3 知事は、前 2 項の場合において、奨学金返還支援事業交付対象者認定変更（廃止）通知書（第 7 号様式）により交付対象者へ通知するものとする。

（状況報告）

第 11 条 交付対象者は、補助金の交付を受けるまでの間、毎年 5 月 10 日までに、進学状況又は就業状況について奨学金返還支援事業交付対象者状況報告書（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 在学証明書又は在職証明書（就職後、勤務地及び職種が確認できるもの）

二 奨学金貸与証明書又は奨学金返還証明書の写し

三 住民票抄本の写し（就職後のみ）

四 就職先の企業の概要、産業分野を確認できる資料（就職後の初回報告時及び変更があった場合）

五 その他知事が必要と認める書類

（補助金交付の要件）

第 12 条 知事は、大学生等の交付対象者については、大学等を卒業又は修了後、卒業又は修了した翌月 1 日から起算して、6 箇月以内に対象企業の県内事業所に正規職員として就職し、就職した日から起算して 60 箇月以上の間、県内事業所に就業し、かつ県内に定住したことを要件として補助金を交付する。

また、既卒者の交付対象者については、認定を受けた日の属する年度内に対象企業の県内事業所に正規職員として就職し、就職した日から起算して 36 箇月以上の間、県内事業所に就業し、かつ県内に定住したことを要件として補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者の責に帰すことができない事由によって、最初に就職した日から起算して 60 箇月以上（既卒者は 36 箇月以上）の間、県内事業所に就業し、かつ

県内に定住することができないことが明らかになった場合は補助金を交付する。

- 3 前項の規定により補助金を交付する場合の補助率は、別表2の補助率ではなく、県内事業所に就業し、かつ県内に定住した期間を60箇月（既卒者は36箇月）で除した率とする。
- 4 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（期間の算定方法）

- 第13条 就業期間の算定に当たっては、1事業所での就業につき就業月及び離職月に1月に満たない端数を生じたときは、これを合計し、その合計日数が15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上45日未満のときは1月として計算し、45日以上の場合は2月として計算する。
- 2 離職期間は、初回就業月の初日から離職月数を計算しようとする月の末日までの月数から、就業月数を控除した月数とする。

（補助金交付の申請）

- 第14条 交付対象者は、第12条の補助金交付の要件を満たしたときは、要件を満たした日から起算して2箇月以内までに奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。
 - 一 補助事業の内容書（第10号様式）
 - 二 大学等卒業証明書又は修了証明書の写し
 - 三 在職証明書（勤務地、職種が確認できるもの）
 - 四 奨学金返還証明書
 - 五 住民票抄本の写し
 - 六 就職先の企業の概要、産業分野を確認できる資料
 - 七 その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

- 第15条 知事は、前条の申請を受けたときは、当該審査に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金交付の可否を決定し、奨学金返還支援事業補助金交付決定（不交付）通知書（第11号様式）により申請を行った交付対象者へ通知するものとする。
- 2 知事は、交付決定をする場合において当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付与するものとする。

（補助金の支払い）

- 第16条 知事は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を日本学生支援機構に支払うものとする。ただし、補助金の額が奨学金の返還残額を上回る場合は、その差額を交付対象者に支払うものとする。
- 2 交付対象者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、奨学金返還支援

事業補助金請求書（第 12 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に補助金の請求をしなければならない。

一 奨学金返還支援事業補助金の受領に関する委任状

（交付決定の取消し等）

第 17 条 知事は、交付決定を受けた交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- 二 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき

2 知事は、前項の取消しをした場合には、その旨を奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（第 13 号様式）により交付対象者に通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（関係書類の整備等）

第 18 条 交付対象者は、補助金の交付対象となった奨学金の返還に係る書類等を整備し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう、補助金の交付を受けた日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかななければならない。

2 交付対象者は、報告等を求められた場合には、速やかにその求めに応じなければならない。

（調査への協力）

第 19 条 知事は、交付対象者が補助を受けた後において、交付対象者の就業状況や対象奨学金の返還状況等に関して調査することができる。

2 交付対象者は、前項の調査に協力しなければならない。

（成果の公表）

第 20 条 知事は、実施した当該事業の内容について、個人が特定されない範囲において成果等をホームページ等により公表することができる。

（補足）

第 21 条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年９月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年９月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月２０日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

この要綱は、施行日以降に認定される交付対象者について適用し、同日前に認定された交付対象者については、なお従前の例による。

別表 1（第 3 条関係）

交付対象者の要件	対象企業
(1) 申請時に大学生等である場合 次のすべてに該当する者とする。 ア 対象奨学金の貸与を受けている者 イ 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、大学等を修業年限以内に卒業又は修了することを予定している者 ウ 大学等を卒業又は修了後、卒業又は修了した翌月 1 日から起算して、6 箇月以内に対象産業の県内事業所に正規職員として就職することを予定している者 エ 大学等を卒業又は修了後、県内に定住することを予定している者	国及び地方公共団体を除く 県内事業所
(2) 申請時に既卒者である場合 次のすべてに該当する者とする。 ア 大学等在学時に貸与を受けた対象奨学金について、申請時に返還残額があり、かつ滞納額がない者 イ 申請日の属する年度末において 35 歳未満の者 ウ 申請日時点で県外に居住している者（ただし、県内に就業している者は除く） エ 申請日の属する年度内に、対象企業の県内事業所に正規職員として就職することを予定している者 オ 申請日以降、申請日の属する年度内に、県外から県内へ移住することを予定している者 ※ 上記エ、オについて、県外の事業所等からの転勤又は出向で県内に勤務及び居住する場合を除く。	

別表 2

区分	交付対象者	補助対象経費	補助率	補助金額	上限額
大学生等	大学在学学生 (大学卒業後に就職を予定している者)	大学卒業前2年間に貸与を受けた対象奨学金の返還に要する経費 (24箇月分)	10/10	補助対象経費に補助率を乗じた額	総額1,536千円 (月額64千円)
	短期大学在学学生 (短期大学卒業後に就職を予定している者)	短期大学卒業前1年間に貸与を受けた対象奨学金の返還に要する経費 (12箇月分)			総額720千円 (月額60千円)
	大学院修士課程相当在学学生 (大学院修士課程相当修了後に就職を予定している者)	大学院修士課程相当の修了前2年間に貸与を受けた対象奨学金の返還に要する経費 (24箇月分)			総額2,112千円 (月額88千円)
	大学院博士課程相当在学学生 (大学院博士課程相当修了後に就職を予定している者)	大学院博士課程相当の修了前2年間に貸与を受けた対象奨学金の返還に要する経費 (24箇月分)			総額2,928千円 (月額122千円)
	高等専門学校在学学生 (高等専門学校本科修了後に就職を予定している者)	高等専門学校本科修了前1年間に貸与を受けた対象奨学金の返還に要する経費 (12箇月分)			総額720千円 (月額60千円)
	高等専門学校専攻科在学学生 (高等専門学校専攻科修了後に就職を予定している者)	高等専門学校専攻科の修了前2年間に貸与を受けた対象奨学金の返還に要する経費 (24箇月分)			総額1,440千円 (月額60千円)
	専修学校専門課程在学学生 (専修学校専門課程修了後に就職を予定している者)	専修学校専門課程の修了前1年間に貸与を受けた対象奨学金の返還に要する経費 (12箇月分)			総額720千円 (月額60千円)

既卒者		大学等在学中に貸与を受けた対象奨学金の返還に要する経費のうち、申請時点での返還残額の1／2相当額（千円未満の端数は切り捨て）			総額1，000千円
-----	--	--	--	--	-----------